親権者様各位

弊社では、未成年のお客様が親権者様のご同席関係なく、カウンセリング及びサービスを受けられる場合、親権者（法定代理人）様の承諾を頂いております。カウンセリング時に親権者様のご同席が難しい場合、下記承諾書にご署名・ご捺印の上、弊社に必ずご持参するようにお伝え願います。 尚、カウンセリング当日に承諾書のご持参がない場合は、当日の契約締結ができません。次回ご持参時の申し込みとなります。

注意事項

下記の禁忌事項のうち、いずれか該当する場合、注意事項をお守りいただけない方へのトリートメントは原則として行うことができませんので、ご了承ください。

光エステ禁忌とされている方 該当がなく確認できた方は□の中に✓をつけてください。	光エステ禁忌とされている箇所 確認の上、□の中に✓をつけてください。
□ 体調不良の方	□ 美容整形部分や金属等が入っている部分
□ ケロイド体質の方	□ 粘膜
□ 美容、医療機関での注射前後１週間以内の方	□ 血管腫
□ 薬を服用されている方	□ 色素沈着部分（ホクロ・シミ等）
□ 感染病、その疑いのある方	□ 皮膚疾患部分
□ 疾患お持ちの方、疾患病歴のある方	□ うっ血、怪我のある部分
□ 光線過敏症、てんかんの方	□ 刺青、アートメイク（周囲３ｃｍ以内）
□ 色素欠乏症	□ 極度な乾燥肌
□ 緑内障・白内障の方(顔脱毛不可)	□ 眉毛、髪の毛
□ 過度の日焼けをされている方、 2週間以内に日焼けの予定がある方	□ 白斑

★ デリケートゾーンを脱毛される方は清潔な状態でご来店ください。

★ あくまで、健康な方に対して行うトリートメントです。該当部位に関しましては当サロンでは責任を負いかねます。

期間の注意事項

※必ずお手入れの2日～前日に電気シェーバーでのシェービングをしてからの来店をお願い　いたし ます。
ただし、襟足・背中など、お客様ご自身では不可能な範囲については、シェービングさせていただくことがありますが、その際のトラブルに関してはお客様の責任となります。ご了承下さい。

安全にトリートメントを受けていただくため、以下のことをお守りください。

□ わきの脱毛施術当日の制汗剤は避けてください。
□ トリートメント当日は、過度の運動やマッサージで汗をかく行為や飲酒はしないでください。
□ 高い温度でのシャワー、石鹸やボディータオルなどでの擦り洗いはさけてください。
□ 毛抜きでの処理をしないでください。
□ 肌の保湿をしっかり行ってください。なお、油膜により照射後の熱の放出が妨げられることを防ぐため、脱毛当日の保湿は油分の含まれていない水溶性の保湿剤を使用してください。
□ 肌に刺激のあるマッサージなどは最低1週間は避けてください。
□ 万が一、脱毛後に痒み・ひりひり感を感じた場合、冷やしタオル等で鎮静してください

スタッフが嫌がる行為又は他のお客様のご迷惑になる行為等、こちらの判断で施術不可能とさせて頂く場合がございます。その場合は退店頂き、今後一切の入店をお断りさせて頂きますがご了承ください。スタッフとの連絡先の交換やボディータッチ、局部の露出等の行為は固くお断りいたします。
（故意的とこちらが判断した場合、直ちに警察当局に連絡いたします。）

未成年契約承諾書

美Body専門サロンMitsui

ご契約者様お名前　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

ご契約者様生年月日　西暦　　年　　月　　日　（　　歳）

私は上記未成年者の親権者（法定代理人）として上記の未成年者が美Body専門サロンMitsui においてエステティックサービスを受けること、および裏面の契約書の内容を骨子とする契約を締結することを承諾します。

記入日＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

親権者（法定代理人）様　記入欄

（〒　　ー　　）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　TEL＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

コース一覧

顔（おでこ・フェイスライン・鼻下）			
7回（7か月）	￥14,300	15回（21か月）	￥10,214
上肢（両ワキ・両腕）OR 下肢（両足）			
7回（7か月）	￥14,300	15回（21か月）	￥10,214
VIO(Vライン・Iライン・Oライン)			
7回（7か月）	￥21,450	15回（21か月）	￥14,300
体幹（うなじ・お腹・背中）			
7回（7か月）	￥21,450	15回（21か月）	￥14,300
全身（VIOあり）			
7回（7か月）	￥24,200	15回（21か月）	￥16,500
全身（VIOなし）			
7回（7か月）	￥19,800	15回（21か月）	￥13,200

この書面をよくお読みください

お 客 様 控

この書面は「特定商取引に関する法律」に定める特定継続的役務提供契約の概要について記載した書面であり
エステティックサービス契約に先立ってお客様にお渡しする書面です。内容を十分にご確認の上、ご契約をお願いします。

エステティックサービス概要書面

1、エステティックサービスメニューについて
　コース名・時間・料金等の詳しい内容は当サロンのコース案内パンフレットをご覧ください。

2、ご希望の役務内容と概算額
　２０　　年　　月　　日　　お名前＿＿＿＿＿＿＿＿

①　〈 入 会 〉

入会期間	入会金
20　年　月　日 ～ 20　年　月　日	¥

②　〈 役務の内容 〉

コース名	時間(分)	単価	回数	総時間数	金額
					¥
					¥
					¥
					¥
合計					¥

〈 役務提供期間 〉２０　　年　　月　　日 ～ ２０　　年　　月　　日
役務提供期間は双方の合意により延長できるものとします。期間延長は、役務提供期間満了日の３０日前までにお客様よりお申し出ください。

③　〈 関連商品 〉コースを受けるにあたり必要となる商品

商品名	種類	単価	数量	金額
				¥
				¥
				¥
				¥
合計				¥
お支払総合計金額　①　＋　②　＋　③				¥

3、お支払い方法及びお支払時期

お支払い方法	お支払時期	金額（手数料含む）
現金持参・デビットカード クレジットカード1回払い	20　年　月　日	¥
銀行引落	銀行名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 年　月より毎月　日引落	初回・最終回　¥ 通常各回　¥

割賦販売法に基づく抗弁権の接続が適用されます。詳しくは各クレジット会社の契約書をご覧下さい。

サロン名　美Body専門サロンMitsui　　代表者氏名　光井宏　　㊞
所在地　　電話番号

エステティックサービス契約約款

第1条（契約の成立）お客様（以下、「甲」といいます。）は、本契約書の記載内容及び約款の各条項を承諾のうえ、当サロン（以下、「乙」といいます。）に対して、本日、エステティックサービス（以下、「役務」といいます。）の申込を行い、乙はこれを承諾しました。
2. 甲が未成年の場合は、親権者の同意を必要としますので、「親権者同意書」等の書面で親権者の同意を乙が確認したうえで、本契約の成立となります。
3. 甲がクレジットを利用する場合は、甲及びクレジット会社間の立替払契約が成立しないときは、本契約も成立しなかったものとみなします。
　第2条（役務の内容）乙は、甲に対し、本契約書に記載するコース名、時間及び回数の役務を提供するものとし、役務の提供に際し甲が購入する必要がある商品（以下、「関連商品」といいます。）がある場合は、その商品名、種類、数量を明記するものとします。
　第3条（役務等の金額）乙は、甲に提供する役務の対価、関連商品がある場合、その代金その他甲が支払わなければならない金額を本契約書に明記するものとします。
第4条（支払方法及び支払時期）甲は、乙に対し、役務等の金額を本契約書に記載された支払方法及び支払時期に従い支払うものとします。
　第5条（役務の提供期間）役務の提供期間は、本契約書に記載された期間とします。但し、提供期間は甲乙双方の合意により延長できるものとします。甲が延長を希望する 場合は、役務提供期間満了日の30日前までに乙に申し出なければなりません。
第6条（クーリング・オフ）
　甲は、契約書面を受領した日から起算して８日間以内であれば、関連商品を含め、書面により契約を解除することができます（これを「クーリング・オフ」といいます）。なお、関連商品のみのクーリング・オフは認められません。クーリング・オフをした際は、違約金及び利用した役務の対価等の支払いは不要です。又、乙が契約に関して甲から金銭を受領している時は、速やかに全額を返金いたします。但し、関連商品のうち、健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき（乙が甲に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合を除く）は、当該商品に限りクーリング・オフをすることができません。
2. 乙が甲に不実のことを告げ、又は威迫したことによりクーリング・オフが妨害された場合、甲は、改めて乙からクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領し、乙より説明を受けた日から起算して８日間以内であれば、書面によりクーリング・オフをすることができます。
3. 関連商品の引渡しが既に行われている際には、当該関連商品の引き取りに要する費用は乙の負担とします。
4. クーリング・オフは、甲がクーリング・オフ書面を乙宛に発信したときに、その効力が生じます。
5. 関連商品の販売者が乙と異なる場合には、甲は、当該販売者宛にもクーリング・オフをする旨の書面を送付してください。
6. クレジット等をご利用の場合の精算は、各クレジット会社所定の方法によりますので、詳しくは各クレジット会社の規約等でご確認下さい。

クーリング・オフ（契約解除）文例

契約解除通知書

住所○○○○　○○会社　代表者○○○○殿
○年○月○日、貴社○○店との間で締結したエステティックサービス契約について、約款第６条に基づき契約を解除します。
つきましては、支払い済みの○○○○円を下記銀行口座に振込んでください。また、私が受け取った商品をお引き取りください。
銀行口座：○○銀行○○支店 普通預金口座○○○○　名義人○○○○
○年○月○日　住所○○○○○　氏名○○○○

　第７条（中途解約）甲は、クーリング・オフ期間を過ぎても、関連商品を含め、契約の中途解約ができます。但し、関連商品の内、健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき（乙が甲に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合を除く）は、当該商品に限り中途解約をすることができません。又、未使用であっても、著しく商品価値が損なわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。この場合は返金対象外となります。なお、関連商品のみの解約は認められません。
2. 中途解約時の費用として次の料金をお支払い頂きます。
「役務提供開始前」 契約締結及び履行のために要する費用をお支払い頂きます。（上限は2万円です。）
「役務提供開始後」　精算金 ＝ お支払済総額 － ①提供された役務の対価－ ②関連商品代金－ ③解約手数料
① 提供された役務の対価（1回当りの役務料金×利用回数）
② 関連商品代金（以下の1から3の合計金額）
1. 健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等のうち開封又は使用したものの代金
2. 上記1を除く関連商品が返還された場合はその通常 ※ の「使用料相当額」
3. 上記1を除く関連商品が返還されない場合はその代金 ③ 解約手数料　２万円又はご契約残額（未消化役務残額）の10%に相当する額のいずれか低い方の額
※通常の「使用料相当額」＝[**販売代金の40%**] ＋ [(販売代金 －[**販売代金の40%**]) × (使用期間 ÷ 契約期間)]
　関連商品として購入された下着類、美容機器類で、開封使用したものについては、上記の計算により通常の使用料相当額をお支払い頂きます。但し、著しく商品価値が損なわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。この場合は返金対象外となります。
3. 役務提供期間が過ぎた契約については、解約はできませんのでご注意下さい。
4. クレジット等をご利用の場合の精算は、各クレジット会社所定の方法によりますので、詳しくは各クレジット会社の規約等でご確認下さい。
第8条（施術上の注意）乙は、甲へ役務提供するにあたり、事前に甲の体質（治療中の皮膚疾患、アレルギー、敏感肌、薬の服用の有無）及び体調を聴取し確認するものとします。甲の体調・体質により、乙は甲への役務提供をお断りする場合もあります。
2. 役務提供期間中、甲は体調を崩したり、施術箇所に異常が生じた場合は、直ちに乙へその旨を伝えるものとします。この場合、乙は直ちに役務を中止します。その原因が乙の施術に起因する疑いがある場合は、一旦乙の負担で、甲に医師の診断を受けて頂く等の適切な処置をとることとし、甲乙協議の上解決するものとします。
第9条（キャンセル料）甲は、甲の都合により予約日当日にキャンセルをした場合は、所定のキャンセル料（別紙参照）を乙に支払うものとします。
第10条（別途協議）本契約書に定めのない事項又は本契約書に疑義が生じた場合は、甲乙の協議により解決するものとします。
　第11条 法令の改正による消費税率の変動に起因して本書面における支払予定概算額が変動する場合は、変動した差額をお支払いただく場合があります。